

# ひまわり訪問看護ステーション重要事項説明書

(介護予防訪問看護)

〈 令和 年 月 日 〉

1. 事業の目的：ひまわり訪問看護ステーションが行なう指定訪問看護の事業は、居宅において要支援状態にある高齢者及びその他の在宅療養者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とします。
2. 運営方針：ひまわり訪問看護ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し心身の機能回復を目指します。  
事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

### 3. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0848-37-1084

月曜日～土曜日（午前8時30分～午後5時30分まで）

担当者 田辺 千里

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

### 4. ひまわり訪問看護ステーションの概要

#### 1) 訪問看護事業者の指定番号およびサービス提供地域

|             |   |
|-------------|---|
| 事業所名        | ひまわり訪問看護ステーション                          |
| 所在地         | 尾道市久保二丁目15番17号                          |
| 介護保険指定番号    | 介護予防訪問看護（広島県 3461190062号）               |
| サービスを提供する地域 | 尾道市（ただし、因島町・瀬戸田町・御調町を除く）<br>三原市（木原町・深町） |

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

#### 事業所の職員体制

|         | 資格                             | 職務内容              |
|---------|--------------------------------|-------------------|
| 管理者     | 看護師 1名（常勤職員）                   | 従事者の管理及び業務の一元的な管理 |
| サービス従業者 | 看護職員 常勤換算2.5名以上<br>（うち1名 常勤職員） | 訪問看護サービスの提供       |
|         | 理学療法士、作業療法士等<br>必要に応じて配置       | 訪問リハビリサービスの提供     |
| 事務職員    | 必要に応じて配置                       | 事務所の必要な事務処理       |

## 5. 営業日・時間

|     |   |
|-----|---|
| 営業日 | 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分までとします。                    |
| 休日  | 日曜・国民の祝日<br>盆休み（8月13日～8月15日）<br>年末年始（12月31日～1月3日） |

営業日・営業時間帯に関わらず、24時間体制を取っておりますので、緊急時などは、時間外でも訪問いたします。ただし、時間外の場合には利用料が異なります。

時間帯については下記を参照してください。

- ・早朝時間帯・・・午前6時～午前8時
- ・夜間帯・・・午後6時～午後10時
- ・深夜時間帯・・・午後10時～午前6時

## 6. 利用料金

別紙に定める利用料金等を基に計算された月毎の合計金額をお支払いいただきます。

### 1) 交通費

前項4の 1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

### 2) 解約料

いつでも契約を解約することができますが料金はかかりません。

### 3) 月ごとの精算とし、毎月、月末締めにてご請求させていただきます。

ただし、死後の処置を行った場合は、処置料として別途1万円徴収いたします。

## 7. サービスの利用方法

### 1) サービスの利用開始

まずは、担当ケアマネージャーまたは、お電話等でお申し込みください。管理者がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

### 2) サービスの終了

#### ① お客様のご都合でサービスを終了する場合

お申し出下さればいつでも解約できます。

#### ② 当方の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は居宅介護支援事業所、又は介護予防支援事業所と相談のうえ、地域の他の訪問看護事業者をご紹介いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・要介護認定または要支援認定を受けたご本人が介護保険施設に入所した場合、または医療機関に入院された場合
- ・介護保険給付でサービスをうけていた方が、非該当（自立）と認定された場合  
\*この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者ご本人がお亡くなりになった場合

## 8. 指定介護予防訪問看護の内容

### ① 看護介護行為（利用者に対して）

- ・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）
- ・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
- ・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）

## ②医療的処置行為

- ・創傷及び褥瘡処置
- ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
- ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・在宅人工呼吸管理ケア
- ・喀痰の吸引・管理
- ・点滴
- ・排泄管理ケア（浣腸・摘便）

## ③リハビリ援助行為

- ・拘縮予防・歩行訓練
- ・言語・嚥下訓練（言語障害・失語症・嚥下障害など）
- ・認知予防指導（趣味の活用・遊ビリテーションなど）

## ④介護者に対して

- ・介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
- ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導・（介助の工夫・方法など）
- ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
- ・介護者の健康相談・助言

## 9. キャンセル

サービスの利用を中止される場合は、できるだけサービス利用日の前々日までにご連絡ください。

## 10. サービス内容に関する苦情

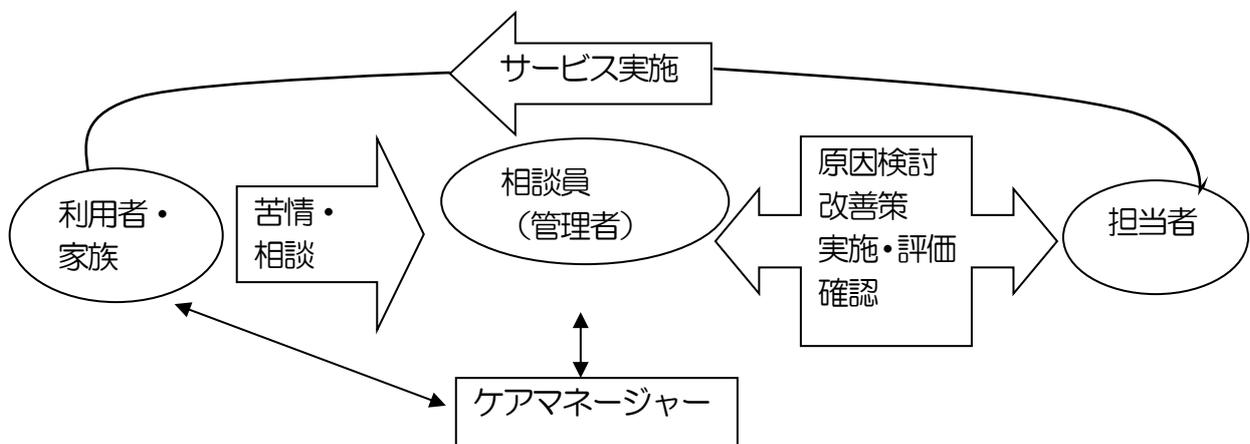
### 1) 当事業所お客様相談・苦情担当

訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

担当 田辺 千里

電話 (0848) 37-1084

2) 相談苦情は管理者が責任を持って対応します。頂いた苦情・相談について担当者と原因・対策を検討し、利用者家族また介護支援専門員等と連絡をとりながら改善策を考え、実施評価してまいります。



### 3) その他

当事業所以外に、下記窓口に苦情を伝えることができます。

- ・ 広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課  
電話 (082) 554-0783
- ・ 尾道市役所 高齢者福祉課 介護管理係  
電話 (0848) 25-7440
- ・ 三原市役所 高齢者福祉課 介護保険係  
電話 (0848) 67-6240
- ・ 福山市役所 介護保険課  
電話 (084) 928-1166

#### 1.1. 高齢者虐待防止に関する事項

ステーションは、利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止の為、虐待防止 に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、事業者に対する虐待防止を啓発、普及する為の研修を実施する等の措置を講じる。

#### 1.2. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、利用者、家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります（・叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）

#### 1.3. 事故発生時の対応

|      |    |                       |
|------|----|-----------------------|
| 対応窓口 | 担当 | <b>田辺 千里</b>          |
|      | 電話 | <b>(0848) 37-1084</b> |

当事業所のサービス計画に基づいて提供されたサービスの提供中に起きた事故については、上記の対応窓口で対応いたします。

居宅介護支援事業所との連絡、事故対応、緊急の場合の主治医への連絡等、対応いたします。

#### 1.4. その他

- ・ 職員がお茶、お菓子、お礼や品物等を受け取ることは、事業所として禁止しています。
- ・ 貴重品金銭の管理は、利用者、家族で行ってください。職員が出入りする場所や時間帯に置くことは避けて下さい。
- ・ 大切なペットの安全を守る為にも、ゲージに入れる等の協力をお願いします。職員がペットに噛まれた場合、治療費の相談をさせて頂く場合があります。

#### 1.5. 当事業所の概要

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 名 称   | ひまわり訪問看護ステーション                    |
| 事 業 者 | 有限会社 ひまわりライフケアサポート<br>代表取締役 長坂 陽子 |
| 所 在 地 | 尾道市久保二丁目15番17号                    |
| 電 話   | (0848) 37-1084                    |

(介護予防)訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基ついて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所名

所在地 尾道市久保二丁目15番17号

名称 ひまわり訪問看護ステーション

説明者 氏名

印

私は、契約書および本書面により、事業所から(介護予防)訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

<利用者>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

<代理人>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者との続柄 ( )